

<パワーフレックス規約集>

■ 2026年4月26日(日)よりパワーフレックス規約集を以下の通り改定いたします。

■ 改定日:2026年4月26日

■ 改定規定

- ・ パワーフレックス口座円貨預金規定
- ・ パワーフレックス口座外貨預金規定
- ・ <振込関連規約>振込規定(個人用)
- ・ ことら送金サービス利用規定

■ 変更・追加(削除)する文言は**朱書き**

<パワーフレックス口座円貨預金規定>(P.6)

| 改定前 | 改定後 |
|--|---|
| <p>I.【普通預金】</p> <p>1. 普通預金の払戻し (1)～(4)(省略) (5)当行本支店窓口での現金、小切手その他証券類の預入れおよび払戻しは、当行所定の場合に限り受け付けます。なお、小切手その他の証券類のお取扱いは2026年3月31日をもって終了します。</p> <p>4. 証券類の受入れ ※ 証券類の受入れを2026年3月31日をもって終了することに伴い、本条も同日をもって効力を失います。 (1) この預金口座の預入れには、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの(以下「証券類」といいます。)として当行が定めるものも受入れます。 (2) 手形要件(とくに振出日、受取人)、小切手要件(とくに振出日)の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。</p> | <p>I.【普通預金】</p> <p>1. 普通預金の払戻し (1)～(4)(現行通り) (5)当行本支店窓口での現金の預入れおよび払戻しは、当行所定の場合に限り受け付けます。小切手その他の証券類の預入れおよび払戻しはお取扱いいたしません。</p> <p>(削除)</p> |

| | |
|--|--|
| <p>(3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続きを済ませてください。</p> <p>(4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。</p> <p>(5) 証券類の取立てのためとくに費用を要する場合には、店頭等に表示する当行所定の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。</p> | |
| <p>5. 振込金の受入れ</p> <p>(1) この預金口座の預入れには、為替による振込金を受入れます。</p> <p>(2)～(3)(省略)</p> | <p>4. 振込金の受入れ</p> <p>(1) この預金口座の預入れには、為替による振込金を受入れます。</p> <p>(2)～(3)(現行通り)</p> |
| <p>6. 受入証券類の決済、不渡り</p> <p>※ 証券類の受入れを2026年3月31日をもって終了することに伴い、本条も同日をもって効力を失います。</p> <p>(1) この預金口座に証券類を受入れたときは、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。</p> <p>なお、証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を入金日として利息計算等の手続きを行いません。</p> <p>(2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は、直ちにその通知を届出の住所にあてて発信するとともに、その金額を普通預金元帳から引落し、その証券類は取引店で返却します。</p> <p>(3) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について所定の権利保全の手続きをします。</p> | <p>(削除)</p> |
| <p>7. 当座貸越</p> <p>(1) 普通預金について、その残高を超えて払戻しの請求または各種料金等の自動支払いの請求があった場合には、当行はこの口座における期間の定めのある円貨預金のうち当行所定の種類のもの(定期預金、大口定期預金および当行が別途指定する仕組預金をいい、その指定および追加については適宜の方法で告知します。以下これらを「担保預金」といいます。)を担保に、不足額を当座貸越として自動的に貸出し、普通預金へ入金の上払戻し、または自動支払いします。</p> <p>(2)～(4)(省略)</p> <p>(5) 第1項による貸越金の残高がある場合には、普通預金に預入れまたは振込まれた資金(受入れた証券類の金額は決済されるまでこの資金から除く。)は貸越金残高に達するまで自動的に返済にあてます。</p> | <p>5. 当座貸越</p> <p>(1) 普通預金について、その残高を超えて払戻しの請求または各種料金等の自動支払いの請求があった場合には、当行はこの口座における期間の定めのある円貨預金のうち当行所定の種類のもの(定期預金、大口定期預金および当行が別途指定する仕組預金をいい、その指定および追加については適宜の方法で告知します。以下これらを「担保預金」といいます。)を担保に、不足額を当座貸越として自動的に貸出し、普通預金へ入金の上払戻し、または自動支払いします。</p> <p>(2)～(4)(現行通り)</p> <p>(5) 第1項による貸越金の残高がある場合には、普通預金に預入れまたは振込まれた資金は貸越金残高に達するまで自動的に返済にあてます。</p> <p>(6) 第1項による当座貸越を中止する場合には、貸越金残高を返済するための資金を普通預金へ入金したうえで、「パワーコール」という名称で表記する電話番号を通じて接続される当行電話センターに申し出てください。</p> |

| | |
|--|---------------------------------------|
| <p>(6) 第1項による当座貸越を中止する場合には、貸越金残高を返済するための資金を普通預金に入金したうえで、「パワーコール」という名称で表記する電話番号を通じて接続される当行電話センターに申し出てください。</p> | |
| | <p>第8条以降第14条までの条番号をそれぞれ二条ずつ繰り上げる。</p> |
| <p>II.【定期預金および大口定期預金】 4.証券類の受入れ ※証券類の受入れを2026年3月31日をもって終了することに伴い、本条も同日をもって効力を失います。 (1)小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入目とします。 (2)受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は取引店で返却します。</p> | <p>II.【定期預金および大口定期預金】 (削除)</p> |
| | <p>第5条以降第8条までの条番号をそれぞれ一条ずつ繰り上げる。</p> |
| <p>III.【特別預金】 5.証券類の受入れ ※証券類の受入れを2026年3月31日をもって終了することに伴い、本条も同日をもって効力を失います。 (1)小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入目とします。 (2)受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は取引店で返却します。</p> | <p>III.【特別預金】 (削除)</p> |
| | <p>第6条以降第7条までの条番号をそれぞれ一条ずつ繰り上げる。</p> |
| <p>IV.【2週間満期預金】 4.証券類の受入れ ※証券類の受入れを2026年3月31日をもって終了することに伴い、本条も同日をもって効力を失います。</p> | <p>IV.【2週間満期預金】 (削除)</p> |

| | |
|---|-------------------------------|
| <p>(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。</p> <p>(2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は取引店で返却します。</p> | |
| | 第5条以降第8条までの条番号をそれぞれ一条ずつ繰り上げる。 |

以上

<パワーフレックス口座外貨預金規定>(P.11)

| 改定前 | 改定後 |
|--|---|
| <p>Ⅱ.【外貨普通預金】</p> <p>2. 預入れ</p> <p>(1) 預入れは、当行所定の方法によってのみ行うことができます。なお、小切手その他の証券類は受け入れません。</p> <p>(2) (省略)</p> | <p>Ⅱ.【外貨普通預金】</p> <p>2. 預入れ</p> <p>(1) 預入れは、当行所定の方法によってのみ行うことができます。</p> <p>(2) (現行通り)</p> |
| <p>Ⅲ.【外貨定期預金】</p> <p>2. 預入れ</p> <p>預入れは、当行所定の方法によってのみ行うことができます。なお、小切手その他の証券類は受け入れません。</p> | <p>Ⅲ.【外貨定期預金】</p> <p>2. 預入れ</p> <p>預入れは、当行所定の方法によってのみ行うことができます。</p> |

以上

<振込関連規約>

振込規定(個人用)(P.33)

| 改定前 | 改定後 |
|--|---|
| <p>2. (振込の依頼)</p> <p>(1)~(2) (省略)</p> <p>(3) 振込の依頼にあたっては、振込資金、振込手数料その他この取引に関連して必要となる手数料(以下「振込資金等」といいます。)を支払ってください。(ただし、当行が認めたもの)に限り、振込手数料等の関連手数料については、これと異なる取扱いをすることができるものとします。</p> | <p>2. (振込の依頼)</p> <p>(1)~(2) (現行通り)</p> <p>(3) 振込の依頼にあたっては、振込資金、振込手数料その他この取引に関連して必要となる手数料(以下「振込資金等」といいます。)を支払ってください(ただし、当行が認めたもの)に限り、振込手数料等の関連手数料については、これと異なる取扱いを</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>することができるものとします。)。小切手その他の証券類による振込資金等の受入れはしません。</p> |
| <p>5. (証券類による振込) ※ 証券類の受入れを2026年3月31日をもって終了することに伴い、2026年4月1日以降は、受取人の預金口座を開設する金融機関によらず、小切手その他の証券類による振込資金等の受入れはしません。 (1) 当行以外の金融機関にある受取人の預金口座への振込の依頼を受ける場合には、小切手その他の証券類による振込資金等の受入れはしません。 (2) 当行の国内本支店にある受取人の預金口座への振込の依頼を受ける場合に、当行が振込資金等とするために小切手その他の証券類の受入れを認めたときは、その旨を表示した振込受取書等を交付するとともに、証券類受入れの旨を表示した振込通知をその決済確認前に発信します。 —なお、証券類の決済を確認した後に振込通知を発信することもあります。 (3) 前項により受入れた証券類が不渡りとなった場合には、直ちにその旨を通知するとともに、決済確認前に振込通知を発信しているときは、それを取消します。この場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。 (4) 不渡りとなった証券類は、取扱店で返却しますので、当行所定の受取書に記名押印のうえ、振込金受取書等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。 (5) 提出された振込金受取書等を当行が交付したものであると相当の注意をもって認めたとえ、その証券類を返却したときは、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> | <p>(削除)</p> |
| <p>6. (取引内容の照会等) (1)～(2)(省略) (3) 入金口座なし等の事由により振込資金が返却された場合には、すみやかに通知しますので、第8条に規定する組戻しの手続に準じて、振込資金の受領等の手続をとってください。</p> | <p>5. (取引内容の照会等) (1)～(2)(現行通り) (3) 入金口座なし等の事由により振込資金が返却された場合には、すみやかに通知しますので、第7条に規定する組戻しの手続に準じて、振込資金の受領等の手続をとってください。</p> |
| <p>7. (依頼内容の変更) (1) 振込契約の成立後にその依頼内容を変更する場合には、取扱店の窓口において次の訂正の手続により取扱います。ただし、振込先の金融機関・店舗名および振込金額を変更する場合には、第8条第1項に規定する組戻しの手続により取扱います。</p> | <p>6. (依頼内容の変更) (1) 振込契約の成立後にその依頼内容を変更する場合には、取扱店の窓口において次の訂正の手続により取扱います。ただし、振込先の金融機関・店舗名および振込金額を変更する場合には、第7条第1項に規定する組戻しの手続により取扱います。</p> |

| | |
|---|---|
| <p>訂正の依頼にあたっては、当行所定の訂正依頼書に記名押印のうえ、振込金受取書等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。</p> <p>当行は、訂正依頼書に従って、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。</p> <p>(2)前項の訂正の取扱いについては、第5条第5項の規定を準用します。</p> <p>(3)(省略)</p> | <p>訂正の依頼にあたっては、当行所定の訂正依頼書に記名押印のうえ、振込金受取書等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。</p> <p>当行は、訂正依頼書に従って、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。</p> <p>(2)前項の訂正手続において提出された振込金受取書等を当行が交付したものであると相当の注意をもって認めたとえ、訂正依頼書に従い訂正の手続を行った場合には、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>(3)(現行通り)</p> |
| <p>8. (組戻し)</p> <p>(1)振込契約の成立後にその依頼を取りやめる場合には、取扱店の窓口において次の組戻しの手続により取扱います。</p> <p>組戻しの依頼にあたっては、当行所定の組戻依頼書に記名押印のうえ、振込受取書等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。</p> <p>当行は、組戻依頼書に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。</p> <p>組戻された振込資金は、組戻依頼書に指定された方法により返却します。現金で返却を受けるときは、当行所定の受取書に記名押印のうえ、振込受取書等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。</p> <p>(2)前項の組戻しの取扱いおよび組戻された振込資金の返却については、第5条第5項の規定を準用します。</p> <p>(3)(省略)</p> | <p>7. (組戻し)</p> <p>(1)振込契約の成立後にその依頼を取りやめる場合には、取扱店の窓口において次の組戻しの手続により取扱います。</p> <p>組戻しの依頼にあたっては、当行所定の組戻依頼書に記名押印のうえ、振込金受取書等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。</p> <p>当行は、組戻依頼書に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。</p> <p>組戻された振込資金は、組戻依頼書に指定された方法により返却します。現金で返却を受けるときは、当行所定の受取書に記名押印のうえ、振込金受取書等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。</p> <p>(2)前項の組戻し手続において提出された振込金受取書等を当行が交付したものであると相当の注意をもって認めたとえ、組戻依頼書に従い組戻しの手続を行った場合には、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>(3)(現行通り)</p> |
| | <p>第9条以降第13条までの条番号をそれぞれ一条ずつ繰り上げる。</p> |

以上

<ことら送金サービス利用規定>(P.35)

| 改定前 | 改定後 |
|---|---|
| <p>2.(対象取引等)</p> <p>(1)ことら送金サービスは、次に掲げる要件を全て満たすアカウント(送金指定口座及び入金指定口座を含みます。)間の送金のみを対象とするものとします。</p> <p>①個人が開設したアカウントであること</p> | <p>2.(対象取引等)</p> <p>(1)ことら送金サービスは、次に掲げる要件を全て満たすアカウント(送金指定口座及び入金指定口座を含みます。)間の送金のみを対象とするものとします。</p> <p>①個人が開設したアカウントであること</p> |

| | |
|---|---|
| <p>②国内居住者のアカウントであること</p> <p>③アカウントが預金口座の場合は、普通預金、貯蓄預金および当座預金のいずれかであること</p> <p>(2)ことら送金サービスの1回あたりの送金上限額および1日あたりの送金上限額はいずれも10万円とします。</p> <p>(3)～(4)(新設)</p> | <p>②国内居住者のアカウントであること</p> <p>③アカウントが預金口座の場合は、普通預金、貯蓄預金および当座預金のいずれかであること</p> <p>(2)ことら送金サービスの1回あたりの送金上限額および1日あたりの送金上限額はいずれも10万円とします。</p> <p>(3)第1項の規定にかかわらず、ことら送金サービスのうち、「特定用途送金」(2026年5月11日開始予定)に関する事項については、「特定用途送金に関するご留意事項」(https://www.cotra.ne.jp/manual/tokutei_ryuui.pdf。以下「ご留意事項」といいます。)に定めるとおりとします。なお、「特定用途送金」とは、ご留意事項2.(対象取引等)に定める用途(義援金、支援金および救援金にかかる寄付)で、対象法人・団体の要件を満たすものとして別途指定する資金移動アカウント(以下「特定用途送金対象アカウント」といいます。)に対して実施されることら送金をいいます。</p> <p>※特定用途送金の概要、特定用途送金対象アカウントにつきましては、株式会社ことらのウェブサイトをご参照ください。</p> <p>(4)特定用途送金対象アカウントの状況、用途外利用の疑いその他当行所定の事由により、当行は、特定用途送金対象アカウントにかかる特定用途送金の利用を停止することがあります。</p> |
|---|---|

以上